大山町ブランド発信事業補助金交付要綱

平成21年7月25日 告示第130号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。)第27条の規定に基づき、大山町ブランド発信事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、意匠又は商標の登録行為を支援し、地域ブランドの向上及び 保護を行うことにより、産業競争力の強化を支援するとともに信用の維持を図り、地域 イメージの向上をもって地域活性化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 「意匠」とは、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づき行われる登録行為をいう。
 - (2) 「商標」とは、商標法(昭和34年法律第127号)に基づき行われる登録行為をいう。

(補助金の交付)

第4条 町長は、本町の地域活性化につながる意匠又は商標の登録に要する経費に対し、 予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、町内に事務所がある法 人又は団体のほか町長が特に認めた者のうち意匠又は商標を出願し登録を行った者とす る。

(交付の対象経費及び補助率)

- 第6条 補助金の交付の対象経費は、意匠又は商標の登録に要した経費のうち、次の各号の とおりとし、補助率は対象経費の合計額の2分の1以内とする。ただし、100,00 0円を上限とする。
- (1) 特許庁に支払う出願料
- (2) 特許庁に支払う登録料

(意匠・商標取得計画)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ大山町ブランド意匠・商標取得計画(変更)届(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(意匠・商標取得計画の変更)

第8条 補助事業者は、意匠・商標取得の内容について変更事由(町長が認める軽微な変更を除く。)が生じたときは、大山町ブランド意匠・商標取得計画(変更)届(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 前条の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 登録を受けようとする意匠又は商標を変更すること。
- (3) 対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

(補助金の交付の申請)

- 第10条 補助事業者は、規則第5条の規定に基づき、次に掲げる書類を添付して補助金 交付申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。
- (1) 出願料及び登録料の領収書の写し
- (2) 登録査定謄本の写し

(補助金の交付決定通知)

第11条 補助金の交付決定通知は、規則第8条の規定に基づき、補助金等の交付決定通 知書によるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、町長に大山町ブランド発信事業補助金交付請求書(様式第3号)を提出するものとし、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が 別に定める。

(附則)

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

大山町ブランド意匠・商標取得計画(変更)届

登録を受けようとするもの			意匠 ・ 商標(一般商標・団体商標・地域団体商標)					標)	
出願する意匠又は商標			(別紙とす	ることも)可)				
意匠に係る物品の説明			(別紙とすることも可)						
商標に係る指定商品又は指 定役務並びに商品及び役務 の区分			第 類 指定商品(指定役務)						
地域活性化を目的とする意 匠又は商標の活用内容			(別紙とす)	ることも)可)				
	所在地		〒						
補助事業	名称						卸		
	代表者職氏名								
者	連絡先		電話						
			FAX						
			メール						
必要経費	出願料		円						
	登録料		円						
	合計(補助予定額)				円	(円)
今後の予定		出願予定年月	年	月	登録査定	見込みな	年月	年	月
備考		ださい。 2 以上の商品(役 コンマ (,) を付し 商品及び役務の	「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の欄は、次の要領により記載してください。 2 以上の商品(役務)を指定している場合は、それぞれの指定商品(指定役務)の区切りにコンマ(,)を付してください。 商品及び役務の区分が2以上ある場合は、区分の番号順に、商品及び役務の区分並びにその区分に属する指定商品(指定役務)を繰り返して記載してください。						

大山町長 様

 所在地

 申請者 名 称

 代表者 氏名
 印

大山町ブランド発信事業補助金交付申請書

平成 年度において標記補助金を受けたいので、大山町ブランド発信事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額

円

2. 事業内容

意匠又は商標名					
補助金(A×1/2以内)	円				
出願料	円				
登録料	円				
合計 (A)	円				

3. 添付書類

- (1) 出願料及び登録料の領収書の写し
- (2) 登録査定謄本の写し

年 月 日

大山町長 様

 所在地

 申請者 名 称

 代表者 氏名
 印

大山町ブランド発信事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付の決定を受けた、 年度大山町ブランド発信事業補助金について、次のとおり請求します。

補助金請求額